

出席議員（17名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
12番	舟山 彰	君	13番	佐藤 輝雄	君
14番	星 吉郎	君	15番	加藤 克明	君
16番	大沼 惇義	君	17番	白内 恵美子	君
18番	我妻 弘国	君			

欠席議員（1名）

11番	大坂 三男	君
-----	-------	---

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	小泉 清一	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	高橋礼子	君
危機管理監	佐藤富男	君
地域再生対策監	大場勝郎	君
公共工事管理監	小野宏一	君
税収納対策監	武山昭彦	君
長寿社会対策監	平間忠一	君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男	君
教育総務課長	小池洋一	君
生涯学習課長	丹野信夫	君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎	守
主 査	太田	健博

議 事 日 程 (第1号)

平成21年12月11日(金曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

(3) 報告第1号 専決処分の報告について
(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、平成21年柴田町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が11番大坂三男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において1番平間奈緒美さん、2番佐々木裕子さんを指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から12月18日までの8日間、うち土曜、日曜を議案調査及び委員会活動のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までと決定いたしました。

なお、会期中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、今定例会期中、報道関係者の写真撮影等を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、報告にかえさせていただきます。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 今年最後の定例会となりますので、どうかよろしく願いいたします。

まず、報告事項でございます。

定額給付金給付事業について申し上げます。

景気が大幅に悪化する中、住民への生活支援を行い、さらに広く住民に給付を行うことによって地域経済の回復に資する目的で国庫補助による定額給付金給付事業を実施いたしました。給付対象者は、基準日の平成21年2月1日において住民基本台帳に記録されている方、または不法滞在者及び短期滞在者を除いた外国人登録原票に登録されている方々でございます。申請、受給となった方々は、給付対象者の属する世帯の世帯主であり、外国人については各給付対象者になりました。

給付額は、給付対象者1人につき1万2,000円ですが、基準日において65歳以上の方及び18歳以下の方については2万円です。

柴田町の給付対象世帯は1万4,645世帯で、給付対象者は3万9,057人、給付対象金額は5億8,794万円でございます。4月7日に申請書を給付対象世帯に郵送し、4月8日から10月8日までの6カ月にわたり申請の受け付けを行いました。申請のあった世帯は1万4,477世帯で、申請した世帯数の割合は98.9%でした。給付した方は3万8,069人で、給付した額は5億8,580万円でした。

以上、定額給付金給付事業についての報告といたします。

次に、平成20年度子育て応援特別手当支給事業について申し上げます。

厳しい経済情勢のもと、多くの子供がいる世帯の幼児教育期における子育て支援を目的として、国庫補助による子育て応援特別手当支給事業を実施いたしました。

本事業は、基準日の平成21年2月1日において、住民基本台帳に記録されている方、または不法滞在者及び短期滞在者を除いた外国人登録原票に登録されている方々で、かつ平成20年度において小学校就学前3学年に該当する子供であって第2子以降の子供を対象とし、その世帯主の申請により給付したものでございます。

支給額は、対象となる子供1人に月3万6,000円です。

町における支給対象者数は530人で、対象世帯数は509世帯、支給金の総額は1,908万円でした。4月7日に申請書を郵送し、4月8日から窓口申請や郵送申請による受け付けを行った結果、9月14日で対象となった全世帯の申請書を受理し、10月8日までに支給業務を完了いたしました。

以上、子育て応援特別手当支給事業についての報告といたします。

次に、柴田町商工会プレミアム商品券発行事業について申し上げます。

住民への生活支援や地域経済の回復に資するために実施された定額給付金給付事業等に呼応し、町と商工会が一体となり個人消費の環境を通じて町内事業所の活性化を促すことを目的に商工会プレミアム商品券発行事業を実施いたしました。

プレミアム商品券は、1セット1万2,000円分として1万セット、総額1億2,000万円分を販売いたしました。1セット2,000円の割り増し分については、町が1,500万円、商工会が500万円それぞれ負担いたしました。

4月25日から販売を開始し、4月25日、26日を重点販売日として位置づけ、船岡地区は商工会、槻木地区は槻木事務所で販売し、その後は商工会で販売いたしました。5月8日にはすべての商品券が完売となり、多くの町民から喜ばれ大変好評でありました。なお、登録店舗数は198店舗でしたが、実際に商品券が使用された店舗数は121店舗でした。使用期限の8月31日までに販売総額の約99.5%の1億1,940万1,000円が使用されました。

今回町民からの提案に基づき商工会やスタンプ会との共同で実施したプレミアム商品券発行事業は町民から大変好評でしたので、来年度も実施する方向で前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上、柴田町商工会プレミアム商品券発行事業についての報告といたします。

次に、「まちづくり町民懇談会」の開催状況について申し上げます。

本町のまちづくりは「住民と行政の協働」、「住民の政策決定への参画」を基本理念として推進を図っております。このことから、町民への情報の提供と情報共有を図り、町民の皆様が行政運営に参画いただく場として、平成19年度から決算認定後にまちづくり町民懇談会を毎年実施しております。

本年も10月29日から11月9日までの期間で、町長、副町長、教育長、総務課長、企画財政課長、まちづくり推進課長が出席し7回の懇談会を開催いたしました。内訳は、町民を対象とした地域別の懇談会が6回、企業・商工業・農業関係等団体や各種活動団体を対象とした懇

談会が1回、合わせて132人の出席をいただきました。

懇談会では、柴田町コンパクトシティ構想の考え方や第5次柴田町総合計画の進め方、21年度事業の取り組み状況や22年度、23年度の事業計画、民間の動きなどを含め町政運営全般について説明し、これに対して参加者から意見や要望等をいただき、最後に地域が抱える課題や要望等についてもお聞かせいただきました。

懇談会では、道路の整備やごみ分別などの生活環境の改善や一目千本桜の再生、景観条例の制定など幅広い提案があり大変密度の濃いものとなったと感じております。

今後さらに多くの方々に参加していただくため、今度は行政区ごとの開催など参加しやすい方法を検討し、多くの町民の皆様のご意見を幅広く町政運営に反映できるよう努めてまいりたいと思います。

なお、今回の懇談会で提案された意見等につきましては、資料が整い次第、町の公式ホームページに掲載するなど広く公開したいと考えております。議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げ報告といたします。

次に、21年水稲作柄状況について申し上げます。

平成21年産水稲の作柄について、農林水産省が10月30日に発表した全国の作況指数は「98」の「やや不良」となりましたが、東北6県の平均は「100」で「平年並み」となり、宮城県の作況指数も「100」となりました。

県内では7月下旬以降が低温、日照不足となり、7月30日から8月2日まで低温注意報が出され、同時期の出穂において穂ぞろいがやや悪く初期登熟が緩慢であったものの、9月以降はおおむね天候に恵まれ後期登熟が順調であったことから、本町を含む県南部地域は「99」の「平年並み」となりました。

また、品質については、東北農政局の発表による10月末日現在の米の検査等級比率によると、宮城県の1等米比率は92.5%ですが、県南部は県内4地域で一番高く93.9%となりました。JAみやぎ仙南による11月12日現在の1等米比率の柴田町平均は93.6%、昨年まで品質低下が著しかった船岡地区においては95.1%となり極めて品質が向上し、農家にとっては喜びの秋となりました。

来年も安定した良質米生産と「買ってもらえる米づくり」を目標として、講習会等を通じて適期管理栽培の普及促進や減農薬栽培に取り組んでまいります。

来年の豊作を期待しまして報告といたします。

次に、柴田町観光協会の解散と一般社団法人柴田町観光物産協会の設立について申し上げます。

す。

柴田町観光協会の解散については、平成18年度に危機的財政状況に陥ったことから、財政再建プランの一つとして「観光事業・施策の転換として観光協会の見直し」を進めることになりました。従来の行政主導型ではない民間的発想で新たな観光施策の展開を進め、柴田町ならではの物産の開発や交流や集客事業の展開などに積極的に取り組む推進母体が必要となったことから、観光協会と太陽の村運営組合が発展的に解散し、一般社団法人柴田町観光物産協会を設立する運びとなりました。これに伴い、柴田町観光協会は解散することになりました。

平成21年10月30日に柴田町観光協会の解散総会が役場保健センターで開催されました。解散が承認され、清算人の選任、事業報告、収支決算、残余財産の処分の各議案が原案のとおり可決されました。

町からの借入金1,500万円につきましては、清算の段階で410万円を返済しております。残りの1,090万円につきましては、今議会に「債権放棄」の議案を上程しております。

観光物産協会の設立につきましては、平成21年11月9日にサンシャイン青葉で設立総会が開催されました。観光物産協会は、柴田町船岡城址公園の観光を主に手がけてきた観光協会と太陽の村を活動拠点としてきた太陽の村運営組合を統合する形で組織力を強化し、相乗効果を上げるとともに、民間主導を起点にしながら行政・民間が一体となって観光物産振興を行う目的として設立いたしました。

会員につきましては、お知らせ版やホームページ等で広く募集した結果、法人会員94団体、個人事業者等会員94人、個人会員89人の計277人が会員となりました。設立総会時には98人の会員が出席し、定款等の議案が原案のとおり承認されました。また、役員理事15人、監事2名が選任され、会長に長田達雄氏、副会長に大槻裕喜氏、加茂一男氏、常務理事に平間正市氏が選任されました。

観光物産協会の主な事業は、観光客の誘致、観光宣伝、地場製品の紹介及び商品開発、観光資源の整備、観光に関する調査研究及び情報の交換、観光や物産等にかかわる各種イベントの実施、観光に関する出版物の刊行、都市と農村の交流事業など、これまで観光協会と太陽の村運営組合が行ってきた事業を継承しながら取り組んでいくこととなります。

今後、町も観光物産協会と一体となって観光物産の振興を図ってまいりますので、議員各位のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

最後に、柴田町水道事業50周年記念式典の開催について申し上げます。

柴田町水道事業は、昭和35年4月に上水道として給水を開始して以来50年目の節目を迎えたことから、去る11月21日、柴田町水道事業50周年記念式典が記念事業実行委員会の主催により開催されました。当日は、我妻町議会議長を初め町議会議員の皆様、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所長、行政区長、前事業管理者、元職員、水道事業関係者の方々、総勢81名の参加をいただき盛大に開催されました。

式典では、柴田町の水道事業のあゆみを振り返るスライドショーの上映を行うとともに、30周年記念事業の際に埋めたタイムカプセルが開かれ、そこから取り出した当時の子供たちの絵や習字の展示を行いました。また、50周年事業として「記念誌」を発行し、50年間休むことなく継続してきた水道事業の役割の大きさを改めて深く認識するものとなりました。

50周年を契機に今後とも水を安全に安定的に供給することをお誓いし、議員各位を初めこれまでの関係者の皆様のご労苦に改めて感謝を申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） **これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

次、報告第1号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成21年9月18日に槻木上町1丁目地内において発生した交通事故に関し、和解が成立し、損害賠償の額を決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、補足説明をさせていただきたいと思います。

提出してあります柴田町議会第4回定例会報告書をごらんいただきたいと思います。

ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告について、報告理由の詳細説明を申し上げます。

町長が申し上げましたが、平成21年9月18日、午後2時ごろでございます。場所につきましては、七十七銀行槻木支店の駐車場になってございます。勤務中に公用車を運転しまして銀行の打ち合わせということで職員が参りましたときに、そのときに駐車場で後退した際に駐車場内に停車中の車両に接触いたしました。これにつきましては、第三者といいますか、両保険会社との協議を進めてきたわけでございますが、責任割合につきましては、停車中の車両にこちらから接触したということでございましたので、町側が100%の責任ということでございます。修理費用の全額を車両保険で対応いたしました。

また、公用車を運転いたしておりました職員につきましては、担当課長、それから本人を呼びまして嚴重に注意をし、今後こういうようなことのないように指導したところでございます。

それでは、報告書をごらん願いたいと思います。

報告第1号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

本日付の町長名になってございます。

3ページをお願いしたいと思います。

専決処分書でございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年11月30日で専決処分してございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてということでございます。

平成21年9月18日、柴田町槻木上町1丁目地内において発生した自動車と公用車による交通事故に伴う損害賠償に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めるものでございます。

1番といたしましては、和解及び損害賠償の相手方になります。宮城県柴田郡柴田町槻木東3丁目1番地1、平間拓司さん。これは平間拓司さん所有の車両ということで、平間拓司さんが相手になります。実際に運転されていた方は平間良子さんということでございまして、身内の方でございました。

2番でございます。和解の内容となります。町は相手方に損害賠償額10万1,840円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄するということでございます。

損害賠償の額は、和解の内容の同額の10万1,840円というような金額になってございます。

以上、報告いたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これにて報告第1号専決処分の報告を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日12日と13日は休会とし、14日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時27分 散 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年12月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番